

## 佛教大学通信教育課程特別奨学金規程

(名称)

第1条 本学に佛教大学通信教育課程特別奨学金規程（以下「特別奨学金」という。）制度をもうける。

(目的)

第2条 特別奨学金は、非常災害被災による経済的理由から、修学が著しく困難となった本学の在学学生および本学の入学許可者に対し、特別奨学金を給付することにより学業の継続および進学の手助けをすることを目的とする。

(定義)

第3条 本規程における「非常災害」とは、次の各号に該当する災害のことをいう。

- (1) 災害救助法が適用される規模の災害。
- (2) 前号以外で生涯学習機構長が奨学金の適用が必要であると認める災害。

(対象)

第4条 本規程の対象は、前条第1号あるいは第2号に該当する災害が発生した地域に本人が在住しており、非常災害によって家計が急変し、修学が著しく困難になった者、または生じるおそれがある者で、その事由が生じたときから1年以内の者とする。

(種類)

第5条 特別奨学金は、在学学生採用および新入生採用の2種類とする。

(募集)

第6条 特別奨学金は、非常災害が発生した時に生涯学習機構長が起案し、学長の承認を得て、次の各号により募集する。

- (1) 在学学生採用は「佛大通信」等への掲載によって募集
- (2) 新入生採用は入学許可通知書等によって募集

(資格)

第7条 特別奨学金を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 在学学生採用については本学に在学する大学院生・学部（本科）生・課程本科生
- (2) 新入生採用については本学の入学判定に合格し、所定の手続きを完了し学籍登録した大学院生・学部（本科）生・課程本科生

(出願)

第8条 特別奨学金を受けようとする者は、所定の出願書類を学長に提出しなければならない。

2 特別奨学金の出願にあたっては、他の奨学金における採用の決定または内定については問わない。

(採用等の決定)

第9条 特別奨学金の採用、募集（第6条）、特別奨学金の額（第10条）、取消および返還（第14条）の決定については、生涯学習機構会議または大学院委員会で審議し、各学部教授会または大学院各研究科教授会の議を経て、学長が行なう。

(特別奨学金の額・執行)

第10条 特別奨学金は、当該年次の学費の全額または一部について行なうものとし、奨学金の額は次の各号に定める事項を勘案して決定する。

- (1) 出願者の家計の現状および今後の見込み
  - (2) 国および地方公共団体等の救助その他の措置または保険金等の状況
- 2 特別奨学金は、本人の預金口座振替手続き口座への振込によって執行する。

(期間)

第11条 特別奨学金の給付は、当該年度限りとする。

2 特別奨学金の給付を受けた者の次年度以降の家計に回復が認められない場合は、本人の願い出により、生涯学習機構会議または大学院委員会で審議し、各学部教授会または大学院各研究科教授会の議を経て、特別奨学金の給付を決定することができる。

(誓約書)

第12条 特別奨学金の給付に採用された者は、連帯保証人1名と連署した誓約書を学長に提出しなければならない。

(届出の義務)

第13条 特別奨学金の給付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに学長に届け出なければならない。

- (1) 退学、除籍、休学、復学、転学、転籍
- (2) 連帯保証人を変更したとき。
- (3) 本人または連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。

(取消および返還)

第14条 採用が決定した者が当該年度に次の各号のいずれかに該当する場合は、取消および返還を求めることができる。なお、返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して1ヶ月以内に、所定の金額を一括して返還しなければならない。

- (1) 新入生採用にあつては、学籍登録後入学取消を願い出たとき。
- (2) 在学生採用にあつては、学籍を失ったときおよび休学したとき。
- (3) 通信教育課程学籍異動に関する規程による処分を受けたとき。
- (4) 特別奨学金を辞退したとき。
- (5) 出願の際虚偽の申告をするなど、要件を充たさない出願であることが判明したとき。
- (6) その他給付を必要としない事由が生じたとき。

(事務分掌)

第15条 特別奨学金に関する事務は、通信学生課がこれを担当する。

(施行細則)

第16条 選考基準およびその他の施行細則は、生涯学習機構会議、大学院委員会で審議し、各学部教授会および大学院各研究科教授会でこれを定める。

(規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、生涯学習機構会議、大学院委員会で審議し、各学部教授会および大学院各研究科教授会の議を経て、大学評議会の承認を得なければならない。

附 則

第1条 本規程は、学務委員会で定める平成7年3月1日以前の日から施行し、平成6年10月4日以後に生じた災害に関して適用する。

第2条 本規程は、平成9年4月1日から改正施行する。

第3条 本規程は、平成10年4月1日から改正施行する。

第4条 本規程は、平成12年4月1日から改正施行する。

第5条 本規程は、平成14年4月1日から改正施行する。

第6条 本規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

第7条 本規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

第8条 本規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

第9条 本規程は、平成24年4月1日から改正施行する。